

昭和二十三年法律第百九十四号

政治資金規正法
政治資金規正法 目次

第一章 総則

第二章 政治団体の届出等

第三章 公職の候補者に係る資金管理団体の届出等

第四章 報告書の公開

第五章 寄附等に関する制限

第六章 罰則

第七章 補則

附則

第一 章 総則

(目的)

第一条 この法律は、議会制民主政治の下における政

治団体の機能の重要性及び公

職の候補者の責務の重要性にかんがみ、政治團

体及び公職の候補者により行われる政治活動が

国民の不断的監視と批判の下に行われるよう

するため、政治団体の届出、政治団体に係る政

治資金の收支の公開並びに政治団体及び公職の

候補者に係る政治資金の授受の規正その他の措

置を講ずることにより、政治活動の公明と公正

を確保し、もつて民主政治の健全な発達に寄与

することを目的とする。

(基本理念)

第二条 この法律は、政治資金が民主政治の健全

な発達を希求して拠出される国民の浄財である

ことにかんがみ、その收支の状況を明らかにす

ることを旨とし、これに対する判断は国民にゆ

だね、いやしくも政治資金の拠出に関する国民

の自發的意思を抑制することのないように、適

切に運用されなければならない。

第三条 この法律において「政治団体」とは、次

に掲げる団体をいう。

一 政治上の主義若しくは施策を推進し、支持

し、又はこれに反対することを本来の目的とする

団体

二 前二号に掲げるもののほか、次に掲げる活

動をその主たる活動として組織的かつ継続的

に行う団体

イ 政治上の主義若しくは施策を推進し、支

持し、又はこれに反対すること。

ロ 特定の公職の候補者を推薦し、支持し、又

はこれに反対すること。

三 この法律において「政党」とは、政治団体の

うち次の各号のいずれかに該当するものをい

う。

又はこれに反対すること。

四 この法律において「会費」とは、金銭、物品

又は金銭上の債務の履行として当該政治団体の構

成員が負担するものをいう。

五 この法律において「寄附」とは、金銭、物品

又は会費その他の債務の履行としてされるもの以

外のものをいう。

六 この法律において「政治活動に関する寄附」

とは、政治団体に対してされる寄附又は公職の

候補者の政治活動(選挙運動を含む。)に関し

てされる寄附をいう。

七 この法律において「政治活動に関する寄附」

とは、同項第二号に規定する信書便事業者による同法第二

条第二項に規定する信書便によることなく文書

で、その旨、当該政治団体の目的、名称、主た

る事務所の所在地及び主としてその活動を行

う区域、当該政治団体の代表者、会計責任者及び

会計責任者に事故があり又は会計責任者が欠け

た場合にその職務を行うべき者それぞれ一人の

氏名、住所、生年月日及び選任年月日、当該政

治団体が政党又は政治資金団体であるときはそ

の旨、当該政治団体が第十九条の七第一項第一

号に係る国会議員関係政治団体であるときはそ

の旨及びその代表者である公職の候補者に係る

公職の種類、当該政治団体が同項第二号に係る

国会議員関係政治団体であるときはその旨、同

号の公職の候補者の氏名及び当該公職の候補者

に係る公職の種類その他政令で定める事項を、

公職の候補者に係る公職の種類その他の政令で定める事項を、

公職の候補者に係る公職の種類その他の

第六条の二 政党は、それぞれ一の団体を当該政
党的政治資金団体になるべき団体として指定す
ることができる。政
2 政党は、前項の指定をしたときは、直ちにそ
の旨を総務大臣に届け出なければならない。そ
の指定を取り消したときも、同様とする。

第六条の三 政治団体は、その主たる事務所の所
在地又は主として活動を行う区域の異動によ
り、第六条第一項各号の区分に応じ、同項の規
定による届出を受けるべき都道府県の選挙管理
委員会又は総務大臣に異動が生じたときは、そ
の異動の日から七日以内に、当該異動が生じた
ことにより同項の規定による届出を受けるべき
都道府県の選挙管理委員会又は総務大臣に対
し、同項及び同条第二項の規定の例により届け
出なければならない。

第七条 政治団体は、第六条第一項（同条第五項
において準用する場合及び前条の規定によりそ
の例によることとされる場合を含む。次条及び
第七条の三において同じ。）の規定により届け
出た事項に異動があつたときは、第六条第五項
に規定する場合に該当する場合を除き、その異
動の日（第十九条の八第一項又は第二項の規定
による通知を受けた日）から七日以内に、その
議員関係政治団体に該当したとき又は当該国会
議員関係政治団体に該当しなくなつたときにつ
いては、第十九条の八第一項第二号に係る国会
第七条の三において同じ。）の規定により届け
出た事項に異動があつたときは、第六条第五項
に規定する場合に該当する場合を除き、その異
動の日（第十九条の八第一項第二号に係る国会
議員関係政治団体に該当したとき又は当該国会
議員関係政治団体に該当しなくなつたときにつ
いては、第十九条の八第一項又は第二項の規定
による通知を受けた日）から七日以内に、その
異動に係る事項を第六条第一項の規定の例によ
り届け出なければならない。同条第二項（同条
第五項において準用する場合及び前条の規定に
よりその例によることとされる場合を含む。）
の規定により政治団体が提出した綱領等の内容
に異動があつたときも、同様とする。

（政治団体の名称等の公表）

第七条の二 第六条第一項の規定による届出があ
つたときは、当該届出を受けた都道府県の選挙
管理委員会又は総務大臣は、その届出に係る政
治団体の名称、その代表者及び会計責任者の氏
名、当該政治団体の主たる事務所の所在地、当
該政治団体が政党又は政治資金団体であるとき
はその旨、当該政治団体が第十九条の七第一項
第一号に係る国會議員関係政治団体であるとき
はその旨及びその代表者である公職の候補者に
係る公職の種類並びに当該政治団体が同項第二

号に係る国会議員関係政治団体であるときはそ
の旨、同号の公職の候補者の氏名及び当該公職
の候補者に係る公職の種類を、遅滞なく、都道
府県の公報又は官報への掲載、インターネット
の利用その他の適切な方法により公表しなけれ
ばならない。これらの事項につき前条第一項前
段の規定による届出があつたときも、同様とす
る。

（届出台帳の調製等）

第七条の三 第六条第一項の規定による届出を受
けた都道府県の選挙管理委員会又は総務大臣
は、その届出に係る政治団体の台帳を調製し、
これを保管しなければならない。

（会計帳簿の備付け及び記載）

第九条 政治団体の会計責任者（会計責任者に事
故があり、又は会計責任者が欠けた場合にあつ
ては、その職務を行なうべき者。第十五条を除
き、以下同じ。）（会計帳簿の記載に係る部分に
限り、会計責任者の職務を補佐する者を含む。）
は、会計帳簿を備え、これに当該政治団体に係
る次に掲げる事項を記載しなければならない。
（会計帳簿の備付け及び記載）

（会計帳簿の備付け及び記載）

</

チ 出資による権利 出資先並びに当該出資
先ごとの金額及び年月日

リ 貸付先ごとの残高が百万円を超える貸付
支払先並びに当該支払われた敷金の金額及
び年月日

ル 取得の価額が百万円を超える施設の利用
に関する権利種類及び対象となる施設の
名称並びに取得の価額及び年月日

ヲ 借入先ごとの残高が百万円を超える借入
金 借入先及び借入残高

3 政治団体の会計責任者は、前項の報告書を提出するときは、同項第二号に規定する経費の支出について、総務省令で定めるところにより、領収書等の写し（当該領収書等を複写機により複写したものに限る。以下同じ。）（領収書等を複写し難い事情があったときは、その旨並びに当該支出の目的、金額及び年月日を記載した書面）（第十九条の十一第一項において「領収書等を複写し難かつた支出の明細書」という。）又は当該支出の目的を記載した書面及び振込明細書の写し（当該振込明細書を複写機により複写したものに限る。以下同じ。）を併せて提出しなければならない。

4 第一項の報告書の様式及び記載要領は、総務省令で定める。

第十三条 前条第一項の規定は、政治団体の会計責任者が同項の規定により報告すべき寄附以外の寄附について、同項の規定による報告書に同項の規定により報告すべき寄附に準じて記載することを妨げるものではない。政治資金バーティーの対価に係る収入についても、同様とす

チ 出資による権利 出資先並びに当該出資

(監査意見書の添付)

第十四条 政党又は政治資金団体の会計責任者は、第十二条第一項の規定による報告書を提出するときは、あらかじめ、当該政党又は政治資金団体の党則、規約その他のこれらに相当するものに基づいて設けられた会計監査を行うべき者に対し、当該報告書に係る会計帳簿、明細書（第十条に規定する明細書をいう。以下同じ。）及び領収書等についての監査意見を求め、当該監査意見を記載した書面を当該報告書に添付するものとする。

2 前項の書面の様式は、総務省令で定める。
(会計責任者の事務の引継ぎ)

第十五条 政治団体の会計責任者の更迭があつた場合においては、前任者は、退職の日から十五日以内に、その担任する事務を後任者に引き継がなければならぬ。
前項の場合において、前任者が引継ぎをし、又は後任者が引継ぎを受けることができないときは、会計責任者の職務を行なう者において引継ぎをし、又は引継ぎを受けなければならぬ。会計責任者の職務を行なう者が事務の引継ぎを受けた後任者に引継ぎをすることができるようになつたときは、直ちにこれに引継ぎをしなければならない。

3 前二項の規定により引継ぎをする場合においては、引継ぎをする者において引継ぎ書を作成し、引継ぎの旨及び引継ぎの年月日を記載し、引継ぎをする者及び引継ぎを受ける者においてともに署名捺印し、現金及び帳簿その他の書類とともに引継ぎをしてなければならない。
(会計帳簿等の保存)

第十六条 政治団体の会計責任者（政治団体が次条第一項の規定に該当する場合にあっては、当該政治団体の会計責任者であつた者。次項において同じ。）は、会計帳簿、明細書、領収書等及び振込明細書を第二十条第一項の規定によつて同じくして報告書の要旨が公表された日から三年を経過する日まで保存しなければならない。
(解散の届出等)

2 政治団体の会計責任者は、第十二条の五第

2 前項の場合において、政治団体の支部が第十九条の七第二項に規定する政党の支部であるときは、当該政治団体の支部は、第六条及び第六条の三から第七条の二までの規定の適用については、それぞれ一の第十九条の七第一項第一号に係る国議員関係政治団体とみなす。

3 第一項の場合において、政治団体の会計責任者は、第九条第一項の規定による会計帳簿の記載をするときは、当該政治団体の本部又は支部から供与された交付金に係る収入について、その本部又は支部の名称及び主たる事務所の所在地並びに当該交付金の金額及び年月日を併せて記載しなければならない。

4 第一項の場合において、政治団体の会計責任者は、第十二条第一項又は前条第一項の規定による報告書の記載をするときは、当該政治団体の本部若しくは支部から供与された交付金に係る収入又は当該政治団体の本部若しくは支部に対して供与した交付金に係る支出について、その総額及び次に掲げる事項を併せて記載しなければならない。

一 当該政治団体の本部又は支部に対しても供与した交付金に係る収入については、その本部又は支部の名称及び主たる事務所の所在地並びに当該交付金の金額及び年月日

二 当該政治団体の本部又は支部に対しても供与した交付金に係る支出については、その本部又は支部の名称及び主たる事務所の所在地、総務省令で定める項目の別並びに当該交付金の金額及び年月日

5 第一項の場合において、政治団体の本部は、当該政治団体の支部が解散したときは、当該支部の代表者及び会計責任者であつた者に代わつて、前条第一項の規定による届出をすることができる。この場合においては、当該政治団体の本部は、当該支部の代表者及び会計責任者であつた者に対し、当該届出をした旨を通知しなければならない。

(政治団体以外の者が特定バーイーを開催する場合の特例)

第十八条の二 政治団体以外の者が特定バーイーになると見込まれる政治資金バーイーを開催する場合には、当該政治団体以外の者は、当該政治資金バーイーについては、当該政治資金バーイーを開催しようとする時から政治団体

て、政治団体の会計責任者として第九条第一項の規定による会帳簿の記載をするときは、前条第一項の規定により通知された事項を併せて記載しなければならない。

(資金管理団体の報告書の記載等)

第十九条の五 資金管理団体（第十二条第一項又は第十七条第一項の規定により報告書に記載すべき収入及び支出があつた年において資金管理団体であつたものを含む。次条において同じ。）の会計責任者は、特定寄附について、政治団体の会計責任者として第十二条第一項又は第十七条第一項の規定による報告書の記載をするときには、その総額を併せて記載しなければならない。

第十九条の五の二 資金管理団体（第十九条の七第一項に規定する国会議員関係政治団体であるものを除く。）の会計責任者が政治団体の会計責任者として行う第十二条第一項及び第二項又は第十七条第一項及び第四項の規定による報告書及び領收書等の写しの提出に係る第十二条第一項第二号の規定の適用については、同号中「経費以外の経費の支出」とあるのは、「経費以外の経費（第十九条第二項に規定する資金管理団体である間に行つた支出にあっては、人件費以外の経費）の支出」とする。

（支部を有する政治団体に係るこの章の規定の適用）

第十九条の六 第十九条第一項に規定する政治団体が支部を有する場合には、当該政治団体の本部及び支部は、それぞれ一の政治団体とみなして、この章の規定（これに係る罰則を含む。）を適用する。この場合において、この章の規定の当該政治団体の本部及び支部についての適用に関し必要な技術的説替えその他必要な事項は、政令で定める。

第三章の二 国会議員関係政治団体に関する特例等

第一節 特例

（国会議員関係政治団体）

第十九条の七 この節において「国会議員関係政治団体」とは、次に掲げる政治団体（政党及び第五条第一項各号に掲げる団体を除く。）をいう。

一 衆議院議員又は参議院議員に係る公職の候補者が代表者である政治団体

二 租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第四十一条の十八第一項第四号に該当

2 する政治団体のうち、特定の衆議院議員又は
参議院議員に係る公職の候補者を推薦し、又
は支持することを本来の目的とする政治団体
この節の規定（これに係る罰則を含む。）の
適用については、政党的支部で、公職選挙法第
十二条に規定する衆議院議員又は参議院議員に
係る選挙区の区域又は選挙の行われる区域を単
位として設けられるもののうち、衆議院議員又
は参議院議員に係る公職の候補者が代表者であ
るものは、それぞれ一の前項第一号に係る国会
議員関係政治団体とみなす。

（国會議員関係政治団体に係る通知）

第十九条の八 衆議院議員又は参議院議員に係る
公職の候補者は、前条第一項第二号に係る国会
議員関係政治団体に該当する政治団体があると
きは、当該政治団体に対し、文書で、同号に係
る国会議員関係政治団体に該当するため第六条
第一項又は第七条第一項の規定による届出をす
る必要がある旨を、遅滞なく、通知するものと
する。

2 前項の規定による通知をした者は、衆議院議
員又は参議院議員に係る公職の候補者でなくな
つたときは、当該政治団体に対し、文書で、前
条第一項第二号に係る国会議員関係政治団体に
該当しなくなつたため第七条第一項の規定によ
る届出をする必要がある旨を、遅滞なく、通知
するものとする。

3 前二項の文書の様式は、総務省令で定める。
(国會議員関係政治団体に係る支出の手続)

第十九条の九 国會議員関係政治団体の会計責任
者は又は国會議員関係政治団体の代表者若しくは
会計責任者と意思を通じて当該国会議員関係政
治団体のために支出をした者に係る第十一条の
規定の適用については、同条第一項中「一件五
万円以上のすべての支出」とあるのは、「すべ
ての支出」と、同条第二項中「一件五万円以上
の支出」とあるのは「支出」とする。

（国會議員関係政治団体の報告書の記載等）

第一項の規定の適用については、第十二条第一項中「三月以内」とあるのは「五月以内」と、「四月以内」とあるのは「六月以内」と、同項第二号中「経費以外の経費の支出」とあるのは「経費以外の経費（第十九条の七第一項に規定する国会議員関係政治団体である間に行つた支出にあつては、人件費以外の経費）の支出」と、「五万円以上の」とあるのは「一万円を超える」と、第十七条第一項中「三十日以内」とあるのは「六十日以内」とする。

（国会議員関係政治団体に係る領収書等を徵し難かつた支出の明細書等の作成）

第十九条の十一 国会議員関係政治団体の会計責任者は、当該国会議員関係政治団体が行つた支出のうち領収書等を徵し難い事情があつたものについては、第十九条の十三第一項の規定により政治資金監査を受けるまでの間に、領収書等を徵し難かつた支出の明細書（振込明細書があるときには、第十二条第二項の当該支出の目的を記載した書面。以下「領収書等を徵し難かつた支出の明細書等」という。）を作成しなければならない。

（国会議員関係政治団体の会計責任者に係る第十六条第一項の規定の適用については、同項中「及び振込明細書」とあるのは、「振込明細書等」とび領収書等を徵し難かつた支出の明細書等」とする。）

（第十九条の七第一項第二号に係る国会議員關係政治団体についての適用）

第十九条の十二 第十九条の七第一項第二号に係る国会議員関係政治団体については、第十九条の九において読み替えて適用する第十二条、第十九条の十において読み替えて適用する第十二条第一項第二号、同条第二項及び前条第二項において読み替えて適用する第十六条第一項の規定は、第六条第一項又は第七条第一項の規定により当該国会議員関係政治団体である旨の届出をした日から適用する。

（登録政治資金監査人による政治資金監査）

第十九条の十三 国会議員関係政治団体の会計責任者は、政治団体の会計責任者として第十二条第一項又は第十七条第一項の報告書を提出するときは、あらかじめ、当該報告書並びに当該報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徵し難かつた支出の明細書等及び振込明細書について、政治資金適正化委員会が行う政治資金監査に関する研修を修了した登録政治資金監査に

金監査人（以下この条及び次条において単に「登録政治資金監査人」という。）の政治資金監査を受けなければならない。

前項の政治資金監査は、政治資金適正化委員会が定める政治資金監査に関する具体的な指針に基づき、次の各号に掲げる事項について行うものとする。

一 会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かつた支出の明細書等及び振込明細書が保存されていること。

二 会計帳簿には当該国會議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載されおり、かつ、当該国會議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていること。

三 第十二条第一項又は第十七条第一項の報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かつた支出の明細書等及び振込明細書に基づいて支出の状況が表示されていること。

四 領収書等を徴し難かつた支出の明細書等は、会計帳簿に基づいて記載されていること。

五 登録政治資金監査人は、第一項の政治資金監査を行ったときは、政治資金監査報告書を作成しなければならない。

六 前項の政治資金監査報告書の様式は、総務省令で定める。

七 国会議員関係政治団体の代表者、会計責任者、会計責任者に事故があり又は会計責任者が欠けた場合にその職務を行うべき者その他総務省令で定める者である登録政治資金監査人は、当該国会議員関係政治団体について、第一項の政治資金監査を行うことができない。

八 第三项の政治資金監査報告書を作成した登録政治資金監査人である公認会計士に係る公認会計士法（昭和二十三年法律第二百三号）第三十二条第二項（同法第四十六条の十第二項において準用する場合を含む。）又は第三項の規定による調査については、同法第三十三条の規定は、適用しない。

（政治資金監査報告書の提出）

第十九条の十四 国会議員関係政治団体の会計責任者は、政治団体の会計責任者として第十二条第一項又は第十七条第一項の報告書を提出するときは、前条第三項の規定により登録政治資金監査人が作成した政治資金監査報告書を当該報告書に併せて提出しなければならない。

(電子情報処理組織を使用する方法により行う報告書等の提出)

第十九条の十五 国会議員関係政治団体の会計責任者は、第十九条の十において読み替えて適用する第十二条第一項又は第十七条第一項の規定による報告書及び前条の規定による政治資金監査報告書の提出については、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成十四年法律五百一十一号)第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行うよう努めるものとする。

(国会議員関係政治団体に係る少額領収書等の写しの開示)

第十九条の十六 何人も、国会議員関係政治団体について、第二十条第一項の規定により報告書の要旨が公表された日から三年間、当該報告書を受理した総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会に対し、当該報告書に係る支出(人件費以外の経費の支出に限る。)のうち、第十二条第二項の規定により提出すべき領収書等の写しに係る支出以外の支出に係る領収書等の写し(以下この条において「少額領収書等の写し」という。)の開示を請求することができる。ただし、国会議員関係政治団体でない間に行つた支出に係る少額領収書等の写しについては、この限りでない。

2 前項の規定による開示の請求(以下この条において「開示請求」という。)は、当該開示請求に係る国会議員関係政治団体を特定し、少額領収書等の写しに係る支出がされた年を単位とし、かつ、第十二条第一項第二号に規定する総務省令で定める項目ごとに区分してしなければならない。

3 開示請求は、次に掲げる事項を記載した書面(次項において「開示請求書」という。)を総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会に提出してしなければならない。

4 開示請求をする者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人その他の団体にあつては代表者の氏名

総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会は、開示請求をした者(以下この条において

「開示請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

5 開示請求を受けた総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会は、当該開示請求が権利の濫用又は公の秩序若しくは善良の風俗に反すると認められる場合に該当するときを除き、当該開示請求があつた日から十日以内に、当該開示請求に係る国会議員関係政治団体の会計責任者に対し、当該開示請求に係る少額領収書等の写しの提出を命じなければならない。ただし、前項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

6 国会議員関係政治団体の会計責任者は、前項の規定による命令を受けたときは、当該命令があつた日から二十日以内に、総務省令で定めるところにより、当該命令に係る少額領収書等の写しを総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会に提出しなければならない。ただし、当該命令に係る少額領収書等の写しに係る支出がないときは又は当該命令に係る少額領収書等の写しと同一の少額領収書等の写しを既に提出しているときは、その旨を通知すれば足りる。

7 第五項の規定による命令を受けた国会議員関係政治団体の会計責任者は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会に対し、前項に規定する期間を総務省令で定める相当の期間延長するよう求めることができる。

8 国会議員関係政治団体の会計責任者は、前項の規定により期間の延長を求めるときは、第六項に規定する期間内に、延長を求める期間、その理由その他総務省令で定める事項を記載した書面をもつてしなければならない。

9 総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会は、第七項の規定による期間の延長の求めがあつたときは、第六項に規定する期間を相当の期間延長するものとする。この場合において、総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

10 総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会は、開示請求者に対し、第六項の規定により提出された少額領収書等の写し(同項ただし書に規定

する同一の少額領収書等の写しが既に提出されている場合にあつては、当該少額領収書等の写し)(当該少額領収書等の写しに行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成十一年法律第四十二号)第五条に規定する不開示情報が記録されている場合にあつては、当該不開示情報が記録されている部分を除く。)を開示しなければならない。

11 総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会は、前項の規定により少額領収書等の写しの全部又は一部を開示するときは、第六項の規定により当該少額領収書等の写しの提出があつた日(第六項の規定による命令に係る少額領収書等の写しの全部について、第六項ただし書に規定する同一の少額領収書等の写しが既に提出されているときは、同項ただし書の通知があつた日)から三十日以内に、その旨を決定し、開示請求者に対し、その旨及び開示の実施に關し総務省令で定める事項を書面により通知しなければならない。

12 総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会は、次各号に掲げるときは、遅滞なく、開示請求に係る少額領収書等の写しの開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

13 第十一項の規定にかかわらず、総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を三十日以内に限り延長することができる。この場合において、総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

14 開示請求に係る少額領収書等の写しが著しく大量であるため、第六項の規定により少額領収書等の写しの提出があつた日から六十日以内に開示請求に係る少額領収書等の写し(同項ただし書に規定

する同一の少額領収書等の写しが既に提出されている場合にあつては、当該少額領収書等の写しに行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成十一年法律第四十二号)第五条に規定する不開示情報が記録されている場合にあつては、当該不開示情報が記録されている部分を除く。)を開示しなければならない。

15 少額領収書等の写しの開示は、閲覧又は写しの交付により行う。

16 総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会は、第五項の規定による命令に違反して当該国会議員関係政治団体の会計責任者が少額領収書等の写しを提出しないときは、その旨を開示請求者に通知するとともに、その旨並びに当該国会議員関係政治団体の名称及び主たる事務所の所在地を、遅滞なく、インターネットの利用その他適切な方法により公表するものとする。

17 総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会は、第六項の規定により提出された少額領収書等の写しについて、これに係る第十二条第一項の報告書を保存すべき期間保存しなければならない。

18 第六項の規定により提出された少額領収書等の写し(その写しを含む。)については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律又は都道府県情報公開条例(都道府県の保有する情報の公開を請求する住民等の権利について定める当該都道府県の条例をいう。)の規定は、適用しない。

19 開示請求をする者は、それぞれ、実費の範囲内に開示を受ける者は、それぞれ、実費の範囲内において、総務大臣に対する開示請求に係る手数料又は開示の実施に係る手数料を納めなければならない。

20 前各項の規定は、国会議員関係政治団体が国

会議員関係政治団体以外の政治団体となつた場合においても、第十六条第一項の規定に基づき

そのすべてについて第十一項の決定をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれ

がある場合には、前項の規定にかかわらず、総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会は、開示

用する。

21 行政事件訴訟法(昭和三十七年法律第百三十号)第十二条第四項の規定により同項に規定

する特定管轄裁判所に第十一項若しくは第十二項の決定（以下この条において「開示決定等」という。）の取消しを求める訴訟又は開示決定等若しくは開示請求に係る不作為に係る審査請求に対する裁決の取消しを求める訴訟（次項における「少額領収書等開示訴訟」という。）が提起された場合においては、同法第十二条第五項の規定にかかるわらず、他の裁判所に同一又は同種若しくは類似の少額領収書等の写しに係る開示決定等又は開示決定等若しくは開示請求に係る不作為に係る審査請求に対する裁決に係る抗告訴訟（同法第三条第一項に規定する抗告訴訟をいう。次項において同じ。）が係属しているときは、当該特定管轄裁判所は、当事者の住所又は所在地、尋問を受けるべき証人の住所、争点又は証拠の共通性その他の事情を考慮して、相当と認めるときは、申立てにより又は職権で、訴訟の全部又は一部について、当該他の裁判所又は同法第十二条第一項から第三項までに定める裁判所に移送することができる。

前項の規定は、行政事件訴訟法第十二条第四項の規定により同項に規定する特定管轄裁判所に開示決定等又は開示決定等若しくは開示請求に係る不作為に係る審査請求に対する裁決に係る抗告訴訟で少額領収書等開示訴訟以外のもの（政治団体の支部に係るこの節の規定の適用）が提起された場合について準用する。

第十九条の十七 政治団体（政党及び第五条第一項各号に掲げる団体を除く。）が支部を有する場合には、当該政治団体の本部及び支部は、それぞれ一の政治団体とみなして、この節の規定（これに係る罰則を含む。）を適用する。

第二節 登録政治資金監査人

（登録）

第十九条の十八 次の各号のいずれかに該当する者は、登録政治資金監査人名簿に、氏名、生年月日、住所その他総務省令で定める事項の登録を受けて、登録政治資金監査人となることができる。

- 1 弁護士
- 2 公認会計士
- 3 税理士

第一 第二十六条の六又は第二十六条の七の罪を犯し刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることのなくなつた日から三年を経過しない者

二 第十九条の二十二第一項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から三年を経過しない者

三 懲戒処分により、弁護士、公認会計士又は税理士の業務を停止された者で、現にその処分を受けているもの

（登録政治資金監査人名簿）

第十九条の十九 登録政治資金監査人名簿は、政治資金適正化委員会に備える。

2 登録政治資金監査人名簿の登録は、政治資金適正化委員会が行う。

3 政治資金適正化委員会は、総務省令で定めるところにより、第一項の登録政治資金監査人名簿を磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）をもつて調製することができる。（登録の手続）

第十九条の二十 第十九条の十八第一項の登録を受けようとする者（以下この条において「申請者」という。）は、同項に規定する事項を記載した登録申請書を、同項各号のいずれかに該当する者であることを証する書面を添えて、政治資金適正化委員会に提出しなければならない。

2 政治資金適正化委員会は、前項の規定による登録申請書の提出があつた場合において、申請者が第十九条の十八第一項各号のいずれかに該当する者（同条第二項各号のいずれかに該当する者を除く。）であるときは、遅滞なく登録を行ひ、申請者が同条第一項各号のいずれにも該当しない者であるときは又は同条第二項各号のいずれかに該当する者であるときは、登録を拒否しなければならない。

（登録の抹消）

第十九条の二十三 政治資金適正化委員会は、登録政治資金監査人が次の各号のいずれかに該当するとき又は本人から登録の抹消の申請があつたときは、遅滞なく当該登録を抹消しなければならない。

（登録の抹消）

第十九条の二十四 政治資金適正化委員会は、登録政治資金監査人の登録をしたとき及びその登録抹消したときは、遅滞なく、その旨及び登録抹消した場合にはその事由を、官報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

（登録政治資金監査人証票の返還）

第十九条の二十五 登録政治資金監査人の登録が抹消されたときは、その者、その法定代理人又はその相続人は、遅滞なく、登録政治資金監査人証票を政治資金適正化委員会に返還しなければならない。

（登録の取消し）

第十九条の二十一 登録政治資金監査人は、第十

（登録の取消し）

第十九条の二十二 政治資金適正化委員会は、登録政治資金監査人の登録を受けた事項に変更を生じたときは、遅滞なく変更の登録を申請しなければならない。

（登録の取消し）

第十九条の二十六 この節に定めるもののほか、登録の手続、登録の抹消、登録政治資金監査人名簿、登録政治資金監査人証票その他登録に関する細目については、総務省令で定める。

（登録政治資金監査人の研修）

第十九条の二十七 登録政治資金監査人は、総務省令で定めるところにより、政治資金適正化委員会が行う政治資金監査に関する研修を受けるものとする。

2 政治資金適正化委員会は、前項の研修を修了した者について登録政治資金監査人名簿に当該請に基づき当該登録を受けた者であることが判明したときは、その登録を取り消さなければならぬ。

3 政治資金適正化委員会は、第一項の研修を受ける登録政治資金監査人から実費の範囲内において政令で定める額の手数料を徴収することができる。（秘密保持義務）

第十九条の二十八 登録政治資金監査人又は登録政治資金監査人が次の各号のいずれかに該当するとき又は本人から登録の抹消の申請があつたときは、遅滞なく当該登録を抹消しなければならない。

（登録の抹消）

第十九条の二十九 総務省に、政治資金適正化委員会（以下この節において「委員会」という。）を置く、政治資金監査の業務を補助したことについて知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 登録政治資金監査人の使用者その他の従業者は、これらの人であつた者は、正当な理由がなく、政治資金監査の業務を補助したことについて知り得た秘密を漏らしてはならない。

3 政治資金適正化委員会は、第一項の研修を受ける登録政治資金監査人から実費の範囲内において政令で定める額の手数料を徴収することができる。（研修）

（登録の抹消）

第十九条の三十 委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。

（所掌事務）

第一 登録政治資金監査人の登録に関する事務を行うこと。

第二 登録政治資金監査人に関する具体的な指針を定めること。

第三 登録政治資金監査人に対する報告書の記載方法に係る基本的な方針を定めること。

（登録の細目）

第十九条の三十一 委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。

（登録の細目）

第一 第十二条第一項又は第十七条第一項の報告書の記載方法に係る基本的な方針を定めること。

（登録の細目）

第二 登録政治資金監査人の登録に関する研修を行うこと。

（登録の細目）

第三 政治資金監査に関する具体的な指針を定めること。

（登録の細目）

第四 政治資金監査に関する具体的な指針を定めること。

（登録の細目）

第五 登録政治資金監査人に対し、政治資金監査の適確な実施について必要な指導及び助言を行うこと。

（登録の細目）

第六 第十九条の十六第五項に規定する権利の濫用又は公の秩序若しくは善良の風俗に反すると認められる場合についての具体的な指針を定めること。

（登録の細目）

第七 前各号に掲げるもののほか、法律又は法律に基づく命令に基づき委員会に属させられた事務

2 委員会は、必要があると認めるときは、政治資金の収支の報告及び公開に関する重要な事項について、総務大臣に建議することができる。

(組織)

第十九条の三十一 委員会は、委員五人をもつて組織する。

2 委員は、非常勤とする。

(委員)

第十九条の三十二 委員は、学識経験のある者の中から、国会の議決による指名に基づいて、総務大臣が任命する。

2 前項の指名に当たつては、同一の政党その他の政治団体に属する者が三人以上とならないよううにしなければならない。

3 委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 前項の規定にかかわらず、委員は、国会の閉会又は衆議院の解散の場合に任期が満了したときは、新たに委員が、その後最初に召集された国会における指名に基づいて任命されるまでの間、なお在任するものとする。

5 総務大臣は、委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認める場合又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認める場合においては、国会の同意を得て、これを罷免することができる。

6 委員のうち同一の政党その他の政治団体に属する者が三人以上となつた場合においては、総務大臣は、くじで定める二人以外の委員を罷免するものとする。

7 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委員長)

第十九条の三十三 委員会に委員長を置き、委員の互選によつて委員のうちからこれを定める。

2 委員長は、会務を總理し、委員会を代表する。委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。(会議)

第十九条の三十四 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員長及び一人以上の委員の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 委員会の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長に事故がある場合の第二項の規定の適用については、前条第三項に規定する委員は、委員長とみなす。

(資料の提出その他の協力)

第十九条の三十五 委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長及び都道府県の選挙管理委員会に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。

2 委員会は、その所掌事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者であつて政治資金に関し識見を有する者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(事務局)

第十九条の三十六 委員会の事務を処理させるため、委員会に事務局を置く。

2 事務局に、事務局長のほか、所要の職員を置く。

3 事務局長は、委員長の命を受けて、局務を掌理する。

(政令への委任)

第十九条の三十七 この節に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関する必要な事項は、政令で定める。

(収支報告書の要旨の公表)

第二十条 第十二条第一項又は第十七条第一項の規定による報告書を受理したときは、総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会は、総務省令の定めるところにより、その要旨を公表しなければならない。この場合において、第十二条第一項の規定による報告書については、報告書の提出期限が延長される場合その他特別の事情がある場合を除き、当該報告書が提出された年の十一月三十日までに公表するものとする。

2 前項の規定による公表は、総務大臣にあつては、官報により、都道府県の選挙管理委員会については都道府県の公報により、これを行う。

3 都道府県の選挙管理委員会は、第一項の規定により同項の報告書の要旨を公表したときは、直ちにその写しを総務大臣に送付しなければならない。

4 総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会は、第一項の規定にかかわらず、インターネットの利用その他の適切な方法により同項の報告書を公表するときは、当該報告書の要旨を公表する

ことを要しない。この場合において、インターネットの利用その他の適切な方法による当該報告書の公表は、同項の規定による報告書の要旨の公表とみなす。(収支報告書等の保存及び閲覧等)

第二十条の二 第十二条第一項又は第十七条第一項の規定による報告書、第十二条第二項(第十七条第四項において準用する場合を除く。)の規定による書面並びに第十九条の十四の規定による政治資金監査報告書は、これらを受理した総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会において、前条第一項の規定により報告書の要旨を公表した日から三年を経過する日まで保存しなければならない。

2 何人も、前条第一項の規定により報告書の要旨が公表された日から三年間、総務大臣の場合にあつては総務省令の定めるところにより、都道府県の選挙管理委員会の場合にあつては当該選挙管理委員会の定めるところにより、当該報告書、第十四条第一項の規定による書面又は政治資金監査報告書の閲覧又は写しの交付を請求することができる。

3 前項の規定により、総務大臣に対して写しの交付を請求しようとする者は、実費の範囲内において政令で定める額の手数料を納付しなければならない。

(収支報告書等に係る情報の公開)

第二十条の三 第十二条第一項若しくは第十七条第一項の規定による報告書又はこれに添付し、若しくは併せて提出すべき書面(以下この条において「収支報告書等」という。)で第二十条の規定による報告書については、当該報告書の要旨が公表される前のものに係る行政機関の保有する情報の公開に関する法律第三条の規定による開示の請求があつた場合においては、当該要旨が公表される日前は同法第九条第一項の決定を行わない。

2 前項に規定する開示の請求があつた場合における行政機関の保有する情報の公開に関する法律の規定については、同法第十条第一項中「開示請求があつた日から三十日以内」とあるのは「政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第二十条第一項の規定により要旨が公表された日から同日後三十日を経過する日までの間」と、同法第十一条中「開示請求があ

つた日から六十日以内」とあるのは「政治資金規正法第二十条第一項の規定により要旨が公表された日から同日後六十日を経過する日までの間」とする。

第二十一条 会社、労働組合(労働組合法(昭和二十四年法律第百七十四号)第二条に規定する労働組合をいう。)、第三項並びに第二十一条の三第一項及び第二項において同じ。)、職員団体(国家公務員法(昭和二十二年法律第百二十号)第一百八条の二又は地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第五十二条に規定する職員団体をいう。)第三項並びに第二十一条の三第一項及び第二項において同じ。)その他の団体は、政党及び政治資金団体以外の者に對して、政治活動に關する寄附をしてはならない。

第二十二条 会社、労働組合(労働組合法(昭和二十四年法律第百七十四号)第二条に規定する労働組合をいう。)、第三項並びに第二十一条の三第一項及び第二項において同じ。)、職員団体(国家公務員法(昭和二十二年法律第百二十号)第一百八条の二又は地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第五十二条に規定する職員団体をいう。)第三項並びに第二十一条の三第一項及び第二項において同じ。)その他の団体は、政党及び政治資金団体以外の者に對して、政治活動に關する寄附をしてはならない。

3 都道府県は、第一項の規定の例により、収支報告書等に係る情報の開示を行ふものとする。

第五章 寄附等に関する制限

第二十三条 会社、労働組合(労働組合法(昭和二十四年法律第百七十四号)第二条に規定する労働組合をいう。)、第三項並びに第二十一条の三第一項及び第二項において同じ。)、職員団体(国家公務員法(昭和二十二年法律第百二十号)第一百八条の二又は地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第五十二条に規定する職員団体をいう。)第三項並びに第二十一条の三第一項及び第二項において同じ。)その他の団体は、政党及び政治資金団体以外の者に對して、政治活動に關する寄附をしてはならない。

2 前項の規定は、政治団体がする寄附については、適用しない。

3 何人も、会社、労働組合、職員団体その他の団体(政治団体を除く。)に對して、政治活動に關する寄附(政党及び政治資金団体に對するものを除く。)をすることを勧誘し、又は要求してはならない。

4 第一項及び前項の規定の適用については、政党の支部で、一以上の市町村(特別区を含む。)の区域(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、その区又は総合区の区域)又は公社選挙法第十二条に規定する選挙区の区域を単位として設けられる支部以外のものは、政党及び政治資金団体以外のそれぞれ一の政治団体とみなす。

(公職の候補者の政治活動に關する寄附の禁止)

2 前項の規定は、政党がする寄附については、適用しない。

第二十四条 何人も、公職の候補者の政治活動(選挙運動を除く。)に關して寄附(金銭等によるものに限るものとし、政治団体に対するものを除く。)をしてはならない。

第二十五条 政党及び政治資金団体に對しては、次の各号の区分に応じ、当該各号に掲げる額を超えることができない。

第二十六条 政党及び政治資金団体に對しては、各年中においては、

2 前項の規定は、政党がする寄附については、

適用しない。

第二十七条 政党及び政治資金団体に對しては、

適用しない。

第二十八条 政党及び政治資金団体に對しては、

適用しない。

第二十九条 政党及び政治資金団体に對しては、

適用しない。

第三十条 政党及び政治資金団体に對しては、

適用しない。

第三十一条 政党及び政治資金団体に對しては、

適用しない。

第三十二条 政党及び政治資金団体に對しては、

適用しない。

第三十三条 政党及び政治資金団体に對しては、

適用しない。

第三十四条 政党及び政治資金団体に對しては、

適用しない。

第三十五条 政党及び政治資金団体に對しては、

治へ体の以団号前四
国政 団外体の二

附るの会二附の個人
寄す社

附るの会二附の個人
寄す社

二千万円

次の表の上欄に掲げる会社の資本
金の額又は出資の金額の区分に応
じ、それぞれ同表の下欄に掲げ
る額

円以上	五十億
十億円	十億円
未満十億円	七百五十万円
以上	三千五百万円

次の表の上欄に掲げる労働組合の
組合員又は職員団体の構成員（次
項において「組合員等」という）
の数の区分に応じ、それぞれ同表
の下欄に掲げる額

以上	十万人
五万人	五万人未
未満五万人	七百五十万円
以上	三千五百万円

次の表の上欄に掲げる団体の前年
における年間の経費の額の区分に
応じ、それぞれ同表の下欄に掲げ
る額

附るの寄す
。除くを

円以上	六千万
二千万	二千五百万円
円以上	三千五百万円
六千万	七百五十万円

二
円未満

二
円未

の発行する株式が当該新設合併又は当該株式移転に伴い金融商品取引所において上場されたり継続して上場されており、かつ、上場される期間が五年に満たないものであつて、当該上場されている期間と、当該新設合併又は当該株式移転に伴い上場を廃止された株式がその上場を廃止されるまで金融商品取引所において継続して上場されていた期間のうち最も短いものを合算した期間が五年以上であるものを含む。)がする寄附については、この限りでない。

前項本文に規定する者は、政治活動に関する寄附をするものは、政治活動に関する寄附をすりに規定するものは、政治活動に関する旨を文書で、當該寄附を受ける者に通知しなければならない。

第二十二条の六 何人も、本人の名義以外の名義又は匿名で、政治活動に関する寄附をしてはならない。

前項及び第四項の規定(匿名寄附の禁止に係る部分に限る。)は、街頭又は一般に公開される演説会若しくは集会の会場において政党又は政治資金団体に対する寄附でその金額が千円以下のものについては、適用しない。

何人も、第一項の規定に違反してされる寄附を受けてはならない。

第一項の寄附に係る金銭又は物品の提供があつたときは、当該金銭又は物品の所有権は、国庫に帰属するものとし、その保管者は、政令で定めるところにより、速やかにこれを国庫に納付する手続をとらなければならない。

(政治資金団体に係る寄附の方法の制限)

第二十二条の七 何人も、政治活動に関する寄附に係る寄附のあつせんをする場合において、相手方に対し業務、雇用その他の関係又は組織の影響力を利用して威迫する等不当にその意思を拘束するような方法で、当該寄附のあつせんに係る行為をしてはならない。

第二十二条の八 政治資金バーイーを開催する者は、一の政治資金バーイーにつき、同一の者から、百五十万円を超えて、当該政治資金バーイーの対価の支払を受けはならない。

政治資金バーイーを開催する者は、当該政治資金バーイーの対価の支払を受けようとするときは、あらかじめ、当該対価の支払をする者に対し、当該対価の支払が政治資金バーイーの対価の支払である旨を書面により告知しなければならない。

第二十二条の六第一項及び第三項並びに前条の規定は、政治資金バーイーの対価の支払について準用する。この場合において、第二十二条第一項中「政治活動に関する寄附に係る寄附のあつせん」とあるのは、「政治資金バーイーの対価の支払」と、前条第一項中「政治活動に関する寄附に係る寄附のあつせん」とあるのは、「政治資金バーイーの対価の支払」である。

第二十二条の六第一項中「政治活動に関する寄附に係る寄附のあつせん」とあるのは、「政治資金バーイーの対価の支払」と、「当該寄附」とあるのは、「当該対価として支払われる金銭等」と読み替えるものとする。

第二項に規定する告知に係る書面に記載すべき文言については、総務省令で定める。

(政治活動に関する寄附又は政治資金バーイーの対価の支払への公務員の関与等の制限)

第二十二条の九 国若しくは地方公共団体の公務員又は行政執行法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)第二条第四項に規定する行政執行法人をいう。以下同じ。)若しくは特定地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人をいう。以下同じ。)の職員で次に掲げるものは、その地位を利用して、政治活動に関する寄附を求める、若しくは受け、若しくは自己以外の者がする政治活動に関する寄附に関与し、又は政治資金バーイーに対価を支払つて参加することを求め、若しくは政治資金バーイーの対価の支払を受け、若しくは自己以外の者がするこれらの行為に関与してはならない。

第一国家公務員法第二条第二項に規定する一般職に属する職員(顧問、参与その他の非常勤職員で政令で定めるものを除く。)

二 裁判所職員臨時措置法(昭和二十六年法律第二百九十九号)に規定する裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員(非常勤職員で最高裁判所の規則で定めるものを除く。)

三 国会職員法(昭和二十二年法律第八十五号)第一条に規定する国会職員(同法第二十四条の三に規定する国会職員及び両議院の議長が協議して定める非常勤職員を除く。)

四 自衛隊法(昭和二十二年法律第六十五回)第二条第五項に規定する隊員(同法第七十一条第一項の規定による訓練招集命令により招集されている者以外の予備自衛官、同法第七十五条の五第一項の規定による訓練招集命令により招集されている者以外の即応予備自衛官及び同法第七十五条の十一第一項の規定による教育訓練招集命令により招集される者以外の予備自衛官を除く。)

五 第十六条第一項(第十九条の十一第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により会計帳簿、明細書、領収書等の規定により保存すべき会計帳簿、明細書、領収書等を徴し難かつた支出の明細書又は振込明細書を保存しない者

六 第十五条第一項(第十九条の十一第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により会計帳簿、明細書、領収書等の規定により保存すべき会計帳簿、明細書、領収書等を徴し難かつた支出の明細書又は振込明細書を保存した者

七 第三十一条の規定により求められた説明を受けてはならない。

第二項本文に規定する者は、この場合について準用する。この場合において、第二十二条第一項中「政治活動に関する寄附に係る寄附のあつせん」とあるのは、「政治資金バーイーの対価の支払」と、「当該寄附」とあるのは、「当該対価として支払われる金銭等」と読み替えるものとする。

第二項に規定する告知に係る書面に記載すべき文言については、総務省令で定める。

(政治活動に関する寄附又は政治資金バーイーの対価の支払への公務員の関与等の制限)

第二十三条 政治団体が第八条の規定に違反して寄附を受け又は支出をしたときは、当該政治団体の役職員又は構成員として当該違反行為をした者は、五年以下の禁錮又は百万円以下の罰金に処する。

何人も、前項各号に掲げる国若しくは地方公務員又は行政執行法人若しくは特定地方独立行政法人の職員に対して、同項の規定により当該公務員又は職員がしてはならない行為をすることを求めてはならない。

第六章 訴則

第二十四条 次の各号の一に該当する者(会社、政治団体その他の団体(以下この章において「団体」という。)にあっては、その役職員又は構成員として当該違反行為をした者)は、三年以下の禁錮又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第九条の規定に違反して会計帳簿を備えず、又は同条第十八条第三項若しくは第十九条の四の規定に違反して第九条第一項の会計帳簿に記載すべき事項の記入をせず、若しくはこれに虚偽の記入をした者

二 第十条の規定に違反して明細書の提出をせず、又はこれに記載すべき事項の記入をせず、若しくはこれに虚偽の記入をした者

三 第十一条の規定に違反して領収書等を徴せず、若しくはこれを送付せず、又はこれに虚偽の記入をした者

四 第十六条第一項(第十九条の十一第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により会計帳簿、明細書、領収書等の規定により保存すべき会計帳簿、明細書、領収書等を徴し難かつた支出の明細書又は振込明細書を保存した者

五 第十六条第一項(第十九条の十一第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により会計帳簿、明細書、領収書等の規定により保存すべき会計帳簿、明細書、領収書等を徴し難かつた支出の明細書又は振込明細書を保存した者

六 第十五条第一項(第十九条の十一第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により会計帳簿、明細書、領収書等の規定により保存すべき会計帳簿、明細書、領収書等を徴し難かつた支出の明細書又は振込明細書を保存した者

七 第三十一条の規定により求められた説明を受けてはならない。

は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第七章 削除

(報告書の真実性の確保のための措置)

第十九条 第十二条第一項又は第十七条第一項の規定による報告書を提出する者は、これらにそれぞれ真実の記載がされていることを誓う旨の文書を添えなければならない。

第三十条 削除
(監督上の措置)
第三十一条 総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会は、この法律の規定により提出された届出書類、報告書若しくはこれに添付し、若しくは併せて提出すべき書面(以下この条において「報告書等」という。)に形式上の不備があり、又はこれらに記載すべき事項の記載が不十分であると認めるときは、当該報告書等を提出した者に対して、説明を求め、又は当該報告書等の訂正を命ずることができる。
(政治資金の規正に関する事務に係る国庫の負担)

第三十二条 次の各号に掲げる経費は、国庫の負担とする。
一 第十九条の十六の規定による少額領収書等の写しの開示に要する費用
二 第二十条の規定による公表に要する費用
三 第二十条の二第一項の規定による報告書、書面(第十二条第二項の規定によるものに限る。)及び政治資金監査報告書の保存に要する費用

四 第二十条の二第二項の規定による報告書の閲覧の施設のために要する方法により行う(電子情報処理組織を使用する方法により行う届出等の特例)

第三十二条の二 第六条第一項(同条第五項において準用する場合を含む。)若しくは第二項、第六条の三、第七条第一項、第十二条第一項若しくは第二項(第十七条第四項において準用する場合を含む。)、第十四条第一項(第十七条第一項において準用する場合を含む。)、第十七条第一項、第七条の二第一項及び第二項(第十七条第一項及び第三項、第十八条第五項、第十九条の六、第二十二条第一項及び第三項、第二十条の二、第二十二条の六第五項(第二十二条第一項及び第三項、第十八条第五項、第十九条の六の二第二項において準用する場合を含む。)並びに第三十二条の規定により都道府県が処理することとされている事務

組織を使用する方法により行うときは、届出等の関係規定にかかわらず、都道府県の選挙管理委員会を経て行うこととを要しない。
(民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律の適用除外)
第三十二条の三 第十六条(第十九条の十一第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)及び第十九条の三第二項の規定により保存すべき書類については、民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十六年法律第百四十九号)第三条及び第四条の規定は、適用しない。

第三十二条の四 課税の特例

第三十二条の四 個人が政治活動に関する寄附をした場合において、当該寄附についてこの法律又は公職選挙法の規定による報告がされたときは、租税特別措置法で定めるところにより、当該個人に対する所得税の課税について特別の措置を講ずる。
(政令への委任)

第三十三条 事務の区分

第三十三条 この法律の実施のための手続その他の施行に關する事項は、政令で定める。

第三十三条の二 この法律の規定により都道府県が処理することとされている事務のうち、次に掲げるものは、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

一 第六条第一項(同条第五項において準用する場合を含む。)、第六条の三、第七条第一項、第七条の二第一項及び第二項(第十七条第一項において準用する場合を含む。)、第七条の三第一項、第十二条第一項、第十八条第五項、第十九条の六、第二十二条第一項及び第三項、第二十条の二、第二十二条の六第五項(第二十二条第一項及び第三項、第十八条第五項、第十九条の六の二第二項において準用する場合を含む。)並びに第三十二条の規定により都道府県が処理することとされている事務

二 第十八条第一項において適用する第六条第一項、第六条の三、第七条第一項、第七条の三第一項若しくは第四項、第十九条の十四又は第二十九条の規定(以下この条において「届出等關係規定」という。)による届出、提出又は添付のうち総務大臣に対するものは、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理する事務

三 第十八条の二第一項において適用する第六条第一項、第六条の三、第七条第一項、第七条の三第一項、第六条の三、第七条第一項、第七条の三第一項及び第三項、第十二条第一項及び第十七条第一項、第六条の三、第七条第一項、第七条の三第一項若しくは第四項、第十九条の十四又は第二十九条の規定(以下この条において「届出等關係規定」という。)による届出、提出又は添付のうち総務大臣に対するものは、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理する事務

この法律は、公職選挙法施行の日から施行する。但し、衆議院議員の選挙に關しては、次の總選挙から施行する。

附 則 (昭和二七年七月三一日法律第二六二号)抄

この法律は、自治廳設置法(昭和二十七年法律第二百六十一号)施行の日から施行する。

この法律施行の際国民審查管理委員会又は全国選挙管理委員会が保存している審査録又は選挙録は、中央選挙管理会において引き継ぎ保存するものとする。

附 則 (昭和二七年八月一六日法律第三〇七号)抄

この法律は、昭和二十七年九月一日から施行する。

附 則 (昭和三〇年一月二八日法律第四号)抄

この法律は、昭和三十年三月一日から施行する。

附 則 (昭和三五年六月三〇日法律第一号)抄

この法律は、昭和三十年三月一日から施行する。

附 則 (昭和三五年一月二八日法律第四号)抄

この法律は、昭和三十五年一月二八日から施行する。

附 則 (昭和三五年六月三〇日法律第一号)抄

この法律は、昭和三十五年六月三〇日から施行する。

附 則 (昭和三七年五月一〇日法律第一号)抄

この法律は、昭和三七年五月一〇日から施行する。

三 第十八条の二第一項において適用する第六条第一項、第六条の三、第七条第一項、第七条の三第一項及び第三項、第十二条第一項及び第十七条第一項、第六条の三、第七条第一項、第七条の三第一項若しくは第四項、第十九条の十四又は第二十九条の規定(以下この条において「届出等關係規定」という。)による届出、提出又は添付のうち総務大臣に対するものは、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第六条第一項及び第三項、第十二条第一項及び第三項、第十八条第五項、第十九条の六、第二十二条第一項及び第三項、第二十条の二、第二十二条の六第五項(第二十二条第一項及び第三項、第十八条第五項、第十九条の六の二第二項において準用する場合を含む。)並びに第三十二条の規定により都道府県が処理することとされている事務

前年以前の年に係る第一条の規定による改正前は、施行日以後に新たに運用に供される保有金法」という。第十二条第一項の規定による報告書及び施行日前に旧法第十七条第一項の規定により同項の報告書を提出すべき事由が生じた場合における当該報告書の提出については、な
お従前の例による。

第六条 新法第十九条の六第一項第四号の規定は、施行日以後に新たに運用に供される保有金に相当する金銭等の運用について適用する。
(第二条の規定による改正に伴う経過措置)

第七条 第二条の規定による改正後の政治資金規正法(以下附則第十二条までにおいて「新法」という)第九条第一項第一号の規定は、第二条の規定の施行の日(以下附則第十二条までにおいて「施行日」という)以後に開催される政治資金パーティーの対価に係る収入で施行日以後に收受されるものについて適用する。
新法第九条第一項第一号トの規定は、施行日以後に開催される政治資金パーティーの対価に係る収入のうち対価の支払のあっせんをされたもので施行日以後に集められる対価として支払われる金銭等について適用する。

第八条 新法第十条第三項の規定は、施行日以後に開催される政治資金パーティーの対価に係る収入のうち対価の支払のあっせんをされたもので施行日以後に集められる対価として支払われる金銭等について適用する。

第九条 新法第十二条第一項第一号チ(新法第十七条第一項の規定によりその例によることとされる場合を含む。)の規定は、施行日以後に開催される政治資金パーティーの対価に係る収入のうち対価の支払のあっせんをされたもので施行日以後に集められる対価として支払われる金銭等について適用する。

2 新法第十二条第一項第一号チ(新法第十七条第一項の規定によりその例によることとされる場合を含む。)の規定は、施行日以後に開催される政治資金パーティーの対価に係る収入のうち対価の支払のあっせんをされたもので施行日以後に集められる対価として支払われる金銭等について適用する。

3 新法第十二条第三項の規定は、施行日以後に開催される政治資金パーティーの対価に係る収入で施行日以後に收受されるものについて適用する。

れる政治資金バークレー（第一条の規定の施行の際現在に特定バークレーとなつてゐるもの）を含む。（以下この条において同じ。）を開催する政治団体以外の者について適用する。この場合において、第二条の規定の施行の際現在に施行日以後に特定バークレーになると見込まれる政治資金バークレーを開催しようとしている政治団体以外の者に係る同項の規定の適用については、同項中「当該政治資金バークレーを開催しようとする時」とあるのは、「政治資金規正法の一部を改正する法律（平成四年法律第九十九号）第二条の規定の施行の日」とする。

第十二条 新法第二十二条の八第一項から第三項までの規定は、施行日以後に開催される政治資金バークレーの対価に係る収入のうち対価の支払のあつせんをされたもので施行日以後に集められる対価として支払われる金額等について適用する。
(罰則に関する経過措置)

第十三条 この法律の施行前にした行為及びこの法律の附則において従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第十四条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成五年一月一二日法律第八九号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、行政手続法（平成五年法律第八十八号）の施行の日から施行する。
(詰問等がされた不利益処分に関する経過措置)
第二条 この法律の施行前に法令に基づき審議会その他の合議制の機関に対し行政手続法第十三条に規定する聴聞又は弁明の機会の付与の手続その他の意見陳述のための手続に相当する手続を執るべきこととの詰問その他の求めがされた場合においては、当該詰問その他の求めに係る不利益処分の手続に關しては、この法律による改

正後の関係法律の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第十三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。(聴聞に関する規定の整理に伴う経過措置)

第十四条 この法律の施行前に法律の規定により行われた聴聞、聴聞若しくは聴聞会(不利益処分に係るもの)を除く。又はこれらのための手続きは、この法律による改正後の関係法律の相当規定により行われたものとみなす。

(政令への委任)

第十五条 附則第二条から前条までに定めるもののはか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

抄 附 則 (平成六年一月四日法律第四号)

(施行期日)

第一条 この法律は、公職選挙法の一部を改正する法律(平成六年法律第一号)の施行日の属する年の翌年の一月一日から施行する。ただし、第三条第二項の改正規定、同条第三項及び第四項の改正規定、同条に一項を加える改正規定、第六条の改正規定、第七条の改正規定(「を含む」を「及び前条の規定によりその例によることとされる場合を含む」に改める部分を除く)、第七条の二第一項の改正規定、第十八条の改正規定(第六条第四項)を「第六条第五項」に改める部分に限る)並びに第十八条の二の改正規定(第六条第四項)を「第六条第五項」に改める部分、「同条第三項」を「同条第四項」に改める部分及び「前二項」と、第七条を「第一項及び第二項」と、第六条の三中「主として活動を行う区域」とあるのは「政治資金パーティーの開催場所」と、第七条第一項に改める部分(第六条の三に係る部分を除く)に限る)並びに次条及び附則第三条の規定は、同法の施行の日から施行する。

(政党の定義に関する経過措置)

第二条 前条ただし書に規定する規定の施行の日(次条において「一部施行日」という)から公職選挙法の一部を改正する法律による改正後の公職選挙法(昭和二十五年法律第二百号)の施行の日以後初めてその選挙の期日を公示される衆議院議員の総選挙のすべての当選人について同法第二百一条第二項又は第一百一条の二第二項の規定による告示がされる日の前日までの間に限

り、この法律による改正前の政治資金規正法（以下「新法」という。）第三条第二項第二号の規定の適用については、同号中「衆議院議員の総選挙における小選挙区選出議員の選挙若しくは比例代表選出議員の選挙」とあるのは、「衆議院議員の総選挙」とする。

（政党の届出に関する経過措置）

第三条 この法律による改正前の政治資金規正法（以下「旧法」という。）第三条第一項の政治団体で同条第二項の政党である旨を旧法第六条第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定により届け出たもの（以下この条において「旧政党」という。）のうち、一部施行日において新法第三条第二項の政党に該当するものは、一部施行日から七日以内に、新法第六条の規定による届出をしなければならない。この場合において、一部施行日から当該届出がされるまでの間は、同条の規定による届出がされているものとみなす。

3 一部施行日において現に存する政党団体（旧政党を除く。）で新法第三条第二項の政党に該当するものは、一部施行日から七日以内に、新法第六条の規定による届出をしなければならない。

（報告書の提出等に関する経過措置）

第四条 新法第十二条第一項第一号（新法第十七条第一項の規定によりその例によることとされる場合及び新法第十八条の二第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。以下この条において同じ。）の規定は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）の属する年以後の期間に係る新法第十二条第一項の規定による報告書及び施行日以後に新法第十七条第一項の規定により同項の報告書を提出すべき事由が生じた場合における当該報告書の記載（新法第十九条の五の規定による記載を含む。）及び提出について適用し、施行日の属する年の前年以前の期間に係る旧法第十二条第一項の規定による報告書及び施行日前に旧法第十七条第一項の規定により同項の報告書を提出すべき事由が生じた場合における当該報告書の記載（旧法第十九条の五の規定による記載を含む。）及び提出については、なお従前の例による。

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日から施行する。（政令への委任）

第四条 前二条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

附 则 （平成一一年一二月二〇日法律第一五九号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十二年一月一日から施行する。

第二条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第二条 この法律による改正後の政治資金規正法（以下「新法」という。）第二十六条（新法第二十一条第一項及び第二十二条の二に係る部分に限る。）の規定は、この法律の施行の日から平成十二年三月三十一日までの間に会社、労働組合、職員団体その他の団体（以下「団体」という。）が資金管理団体に対しする寄附についてされた行為に対しては、適用しない。ただし、当該寄附により、当該団体が当該期間内に政党及び政治資金団体以外の者に対しした寄附の額が新法第二十二条の三第一項第二号から第四号までの各号の区分に応じ、当該各号に掲げる額の二分の一に相当する額を超えることとなる場合は、当該団体が当該期間内に金管理団体に対してした寄附の額が五十万円を超えることとなる場合は、この限りでない。

附 则 （平成一一年一二月二二日法律第一六〇号）抄

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第百九十五条（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。）、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十九条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定

（施行期日）
附 则 （平成一三年六月八日法律第四〇号）抄

(施行期日)

（政令への委任）

1 この法律は、平成十四年三月三十一日までの間において政令で定める日から施行する。

附 则 （平成一四年七月三一日法律第九八号）抄

(施行期日)

（施行期日）
第一章第一節（別表第一から別表第四までを含む。）並びに附則第二十八条第二項、第三十三条第二項及び第三項並びに第三十九条の規定

（施行期日）
各号に定める日から施行する。

一 第一章第一節（別表第一から別表第四までを含む。）並びに附則第二十八条第二項、第三十三条第二項及び第三項並びに第三十九条の規定

（施行期日）
各号に定める日から施行する。

附 则 （平成一四年七月三一日法律第一三八号）抄

(施行期日)

（施行期日）
施行日前にした行為並びにこの法律の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第三十九条 この法律に規定するもののほか、公社法及びこの法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 则 （平成一四年七月三一日法律第一〇〇号）抄

(施行期日)

（施行期日）
この法律は、民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）の施行の日から施行する。

附 则 （平成一四年七月三一日法律第一〇〇号）抄

(施行期日)

（施行期日）
この法律は、会社法の施行の日から施行する。

附 则 （平成一四年七月三一日法律第一〇〇号）抄

(施行期日)

（施行期日）
この法律は、郵政民営化法の施行の日から施行する。

附 则 （平成一四年七月三一日法律第一〇〇号）抄

(施行期日)

（施行期日）
（その他の経過措置の政令への委任）

第一条 この法律は、地方独立行政法人法（平成十五年法律第七百十八号）の施行の日から施行する。（その他の経過措置の政令への委任）

第六条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定め

1 この法律は、平成十七年四月一日から施行する。

附 则 （平成一四年七月三一日法律第九九号）抄

(施行期日)

（施行期日）
（その他の経過措置の政令への委任）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を越した日から施行する。

附 则 （平成一六年一二月三日法律第一五四号）抄

(施行期日)

（施行期日）
（無尽業法等の一部改正に伴う経過措置）

第一条 この法律は、郵政民営化法の施行の日から施行する。

第五十八条 旧郵便貯金は、第七条、第八条、第二十条、第二十二条、第二十四条、第二十八条

（施行期日）
（その他の経過措置の政令への委任）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

1 この法律は、平成十八年一月一日から施行する。ただし、第二条及び附則第三項の規定は、郵便振替法（昭和二十三年法律第六十号）の廃止の日から施行する。

附 则 （平成一七年一月二日法律第一〇四号）抄

(施行期日)

（施行期日）
（その他の経過措置の政令への委任）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。

附 则 （平成一八年六月一四日法律第六六号）抄

(施行期日)

（施行期日）
（その他の経過措置の政令への委任）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。

1 及び二略

三 政治資金規正法第八条の三第一号、第九条第一項第三号及び第十二条第一項第三号

（罰則に関する経過措置）

第四条 この法律の施行前にした行為、この附則の規定によりなお従前の例によることとする場合において政令で定めた行為

（罰則に関する経過措置）

第五条 この法律の施行前にした行為、この附則の規定によりなお従前の例によることとする場合において政令で定めた行為

（罰則に関する経過措置）

第六条 この法律の施行前にした行為、この附則の規定によりなお従前の例によることとする場合において政令で定めた行為

（罰則に関する経過措置）

第七条 この法律の施行前にした行為、この附則の規定によりなお従前の例によることとする場合において政令で定めた行為

（罰則に関する経過措置）

第八条 この法律の施行前にした行為、この附則の規定によりなお従前の例によることとする場合において政令で定めた行為

（罰則に関する経過措置）

第九条 この法律の施行前にした行為、この附則の規定によりなお従前の例によることとする場合において政令で定めた行為

（罰則に関する経過措置）

第十条 この法律の施行前にした行為、この附則の規定によりなお従前の例によることとする場合において政令で定めた行為

（罰則に関する経過措置）

第十一条 この法律の施行前にした行為、この附則の規定によりなお従前の例によることとする場合において政令で定めた行為

（罰則に関する経過措置）

第十二条 この法律の施行前にした行為、この附則の規定によりなお従前の例によることとする場合において政令で定めた行為

（罰則に関する経過措置）

第十三条 この法律の施行前にした行為、この附則の規定によりなお従前の例によることとする場合において政令で定めた行為

（罰則に関する経過措置）

第十四条 この法律の施行前にした行為、この附則の規定によりなお従前の例によることとする場合において政令で定めた行為

（罰則に関する経過措置）

第十五条 この法律の施行前にした行為、この附則の規定によりなお従前の例によることとする場合において政令で定めた行為

（罰則に関する経過措置）

第十六条 この法律の施行前にした行為、この附則の規定によりなお従前の例によることとする場合において政令で定めた行為

（罰則に関する経過措置）

第十七条 この法律の施行前にした行為、この附則の規定によりなお従前の例によることとする場合において政令で定めた行為

（罰則に関する経過措置）

この法律は、平成十八年証券取引法改正法の施行の日から施行する。

附則(平成
抄)

〔於復其上〕

第一條 この法律は、公布の日から起算して五年を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条のうち政治資金規正法第十二条の改正規定（同条第一項第一号ロに係る部分を除く。）、同法第十八条の二第一項の改正規定（「第六十条」を「第六十条第一項」に改める部分を除く。）、同法第二十条第一項の改正規定（同法第二十条の二第二項の改正規定及び同条の次に一条を加える改正規定並びに第二条及び第三条の規定並びに附則第四条から附則第六条まで、附則第八条及び附則第十条から附則第十二条までの規定）平成十九年一月一日

二 第四条並びに附則第七条、附則第九条及び附則第十三条の規定（郵便振替法（昭和二十三年法律第六十号）の廃止の日）

（政治資金規正法の一部改正に伴う経過措置）

第二条 第一条の規定による改正後の政治資金規正法（以下附則第六条まで及び附則第十五条において「新政治資金規正法」という。）第九条第一項第一号ロの規定は、この法律の施行の日（以下この条及び次条において「施行日」という。）以後に政治団体が受ける寄附について適用し、施行日前に政治団体が受けた寄附については、なお従前の例による。

二 新政治資金規正法第十二条第一項第一号ロの規定は、施行日以後に提出すべき期間が開始する同項の規定による報告書及び施行日以後に新政治資金規正法第十七条第一項の規定により報告書を提出すべき事由が生じた場合における当該報告書の提出について適用し、施行日前に提出すべき期間が開始した第条の規定による改正前の政治資金規正法（以下附則第六条までにおいて「旧政治資金規正法」という。）第十二条第一項の規定による報告書及び施行日前に旧政治資金規正法第十七条第一項の規定により報告書を提出すべき事由が生じた場合における当該報告書の提出については、なお従前の例によ

る定時株主総会基準日をいう。以下この条において同じ。において外国人又は外国法人が発行済株式の過半数に当たる株式を保有していた株式会社に係る施行日以後最初の定時株主総会基準日までの間における新政治資金規正法第二十二条の五第一項の規定の適用については、同項中「その他の組織（金融商品取引法第二条第十六項に規定する金融商品取引所（以下この項において単に「金融商品取引所」という。）に上場されている株式を発行している株式会社のうち定時株主総会において議決権を使用することができる者を定めるための会社法（平成十七年法律第八十六号）第一百二十四条第一項に規定する基準日（以下この項において「定時株主総会基準日」という。）を定めた株式会社であつて直近の定時株主総会基準日が一年以内にあつたものにあつては、当該定時株主総会基準日において外国人又は外国法人が発行済株式の過半数に当たる株式を保有したもの」とあるのは、「その他の組織」とする。

適用し、一部施行日前に提出すべき期間が開始した旧政治資金規正法第十二条第一項の規定による報告書及び一部施行日前に旧政治資金規正法第十七条第一項の規定により提出すべき事由が生じた場合における当該報告書並びにこれらに添付し、又は併せて提出すべき書面については、なお從前の例による。

第七条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日以後に提出される第四条の規定による改正後の政治資金規正法第十二条第一項の報告書又は同法第十七条第一項の報告書に併せて提出すべき書面であつて同日前の支出に係る部分を含むものに係る同法第十二条第二項（同法第十七条第四項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同法第十二条第一項中「金融機関が作成した振込みの明細書」とあるのは、「金融機関若しくは日本郵政公社が作成した振込み若しくは振替の明細書」とする。

（罰則に関する経過措置）

第十四条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該規定（以下この条において同じ。）の施行前にした行為並びに附則第二条、第四条、第八条及び第十条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（検討）

第十五条 新政治資金規正法第二十二条の五の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新政治資金規正法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則（平成一九年六月一日法律第七四号）抄
(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第三条から第二十二条まで、第二十五条から第三十三条まで、第一百一条及び第一百二条の規定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日
(処分等に関する経過措置)

第一百条 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。）の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、改正後のそれぞれの法

(罰則の適用に関する経過措置)

第一百一一条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第二百二十二条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成一九年七月六日法律第一〇七号)

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十年一月一日から施行する。ただし、第十九条の二の次に一条を加える改正規定及び次条の規定は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。
(経過措置)

第二条 この法律による改正後の政治資金規正法(以下「新法」という。)第十九条の二の二の規定は、次に掲げる土地若しくは建物の所有権又は借地権(建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権をいう。以下同じ。)については適用しない。

一 資金管理団体が前条ただし書に規定する規定の施行の日(以下「一部施行日」という。)前から引き続き保有している土地若しくは建物の所有権又は借地権

二 資金管理団体が一部施行日前にされた土地若しくは建物の所有権又は借地権の取得に係る契約又は遺贈に基づいて一部施行日以後に取得する土地若しくは建物の所有権又は借地権

三 次に掲げる土地若しくは建物の所有権又は借地権

イ 資金管理団体が一部施行日以後に第一号又は前号に掲げる土地の所有権又は借地権を保有しており又は取得した場合において、一部施行日又は当該取得の日から一年以内(当該期間内に次号に規定する換地処

分等に關して当該土地に係る建物の所有権の取得が制限される期間があるときは、一
年に当該期間を加えた期間以内とする。」
に取得する当該土地（当該土地について次号に規定する換地処分等があつたときは、
当該換地処分等により取得した土地を含む。）上の建物の所有権口
資金管理団体が一部施行日以後に第一号又は前号に掲げる建物の所有権を保有して
おり又は取得した場合（当該建物の所有権を引き続き保有するために当該建物の敷地
を使用する権原を新たに取得することが必要な事情があるときに限る。）において、
一部施行日又は当該建物の所有権の取得の日から一年以内に取得する当該建物の敷地
の借地権（当該借地権の取得が困難な事情があるときは、当該敷地の所有権を含む。）
があるときは、当該敷地の所有権を含む。」に代えて、一部施行日以後に換地処分
等（土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）その他の法律による土地区画整理事業等の事業における換地処分その他の従前の土地若しくは建物の所有権又は借地権を含む。）に代えて、一部施行日以後に換地処分等（土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）その他の法律による土地区画整理事業等の事業における換地処分その他の従前の土地若しくは建物の所有権又は借地権を代えて他の土地若しくは建物の所有権又は借地権を取得させる手続をいう。）により取得する土地若しくは建物の所有権又は借地権

資金管理団体（新法第十二条第一項の規定により報告書に記載すべき資産等があつた年の十二月三十一日又は解散し、若しくは目的の変更その他により政治団体でなくなつた日において資金管理団体であつたものを含む。）の会計責任者が政治団体の会計責任者として行う、一部施行日の属する年以後の年に係る新法第十二条第一項の規定による報告書及び一部施行日以後に新法第十七条第一項の規定により同項の報告書を提出すべき事由が生じた場合における当該報告書の提出に係る新法第十二条第一項第三号の規定の適用については、同号及びハ中「所 在及び面積」とあるのは「所在、面積及び利用の現況（当該資金管理団体の事務所の用に供している場合にあつてはその旨、当該資金管理団体の事務所以外の用に供している場合にあつてはその用途並びに当該土地を現に使用している者のごとの用途、使用している面積、その者と当該資金管理団体及びその代表者との関係並びに

使用の対価の価額をいう。」と、同号文中「所及び床面積」とあるのは「所在、床面積及び利用の現況（当該資本管理団体の事務所の用に供している場合にあつてはその旨、当該資本管理団体の事務所以外の用に供している場合にあつてはその用途並びに当該建物を現に使用している者ごとの用途、使用している床面積、その者と当該資本管理団体及びその代表者の関係並びに使用の対価の価額をいう。」とする。

第三条 新法第十九条の五の二の規定は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）の属する年以後の年に係る新法第十一条第一項の規定による報告書及び施行日以後に新法第十七条の規定による報告書を提出すべき事由が生じた場合における当該報告書の提出について適用し、施行日の属する年の前年以前の年に係るこの法律による改正前の政治資金規正法（以下「旧法」という。）第十二条第一項の規定による報告書及び施行日前に旧法第十七条の規定による報告書を提出すべき事由が生じた場合における当該報告書の提出については、なお従前の例による。

前項の規定によりなお従前の例によることとする場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によることとする。

附 則（平成一九年一二月二八日法律第
一三五号）抄

使用的対価の価額をいう。」と、同号口中「在及び床面積」とあるのは「所在、床面積及び利用の現況（当該資金管理団体の事務所の用に供している場合にあつてはその旨、当該資金管理団体の事務所以外の用に供している場合にあつてはその用途並びに当該建物を現に使用している者ごとの用途、使用している床面積、その者と当該資金管理団体及びその代表者との関係並びに使用の対価の価額をいう。）」とする。

第三条 新法第十九条の五の二の規定は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）の属する年以後の年に係る新法第十一条第一項の規定による報告書及び施行日以後に新法第十七条の規定により同項の報告書を提出すべき事由が生じた場合における当該報告書の提出について適用し、施行日の属する年の前年以前の年に係るこの法律による改正前の政治資金規正法（以下「旧法」という。）第十二条第一項の規定による報告書及び施行日前に旧法第十七条第一項の規定により同項の報告書を提出すべき事由が生じた場合における当該報告書の提出については、なお從前の例による。

2 前項の規定によりなお從前の例によることとする罰則の適用については、なお從前の例によることとする。

第三条 新法第十九条の八第一項及び第二項の規定は、附則第一条第二号に定める日から平成二十一年十二月三十一日までの間における新法第十九条の七第一項に規定する国会議員関係政治団体（同条第一項の規定により同条第一項第一号に係る国会議員関係政治団体とみなされるものを含む。）による新法第六条第一項及び第七条第一項の規定の適用については、これらの規定中「七日以内」とあるのは、「平成二十年十二月三十日まで」とする。

（領収書等の写しに関する経過措置）

第四条 新法第十二条第二項の規定は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）の属する年以後の年に係る同条第一項の規定による報告書及び施行日以後に新法第十七条第一項の規定により同項の報告書を提出すべき事由が生じた場合における当該報告書に併せて提出すべき領収書等の写しについて適用し、施行日の属する年の前年以前の年に係る新法第十二条第一項の規定による報告書及び施行日前にこの法律による改正前の政治資金規正法（以下「旧法」という。）第十七条第一項の規定により同項の報告書を提出すべき事由が生じた場合における当該報告書に併せて提出すべき領収書等の写しについては、旧法の規定の例による。（国会議員関係政治団体に係る領収書等の徵収に関する経過措置）

第五条 新法第十九条の九において読み替えて適用する第十二条及び第十九条の十一の規定は、平成二十一年一月一日（以下「適用日」という。）以後の支出について適用し、適用日前の支出については、旧法の規定の例による。（国会議員関係政治団体に係る報告書の記載及び提出に関する経過措置）

第六条 新法第十九条の十において読み替えて適用する第十二条第一項及び第十七条第一項、第十九条の十三並びに第十九条の十四の規定は、適用日の属する年以後の年に係る新法第十二条第一項の規定による報告書及び適用日以後に新法第十七条第一項の規定により同項の報告書を提出すべき事由が生じた場合における当該報告書の記載及び提出について適用する。

適用日の属する年の前年以前の年に係る新法第十二条第一項の規定による報告書並びに施行

（国会議員関係政治団体に係る少額領収書等の写しの開示に関する経過措置）

第七条 新法第十九条の十六の規定は、適用日の属する年以後の年に係る同条第一項に規定する少額領収書等の写しの開示について適用する。（収支報告書の要旨の公表に関する経過措置）

第八条 新法第二十条第一項の規定は、適用日の属する年以後の年に係る新法第十二条第一項の規定による報告書の要旨の公表について適用し、適用日の属する年の前年以前の年に係る同項の規定による報告書の要旨の公表については、旧法の規定の例による。（収支報告書等の写しの交付等に関する経過措置）

第九条 新法第二十条の二第二項（写しの交付に関する部分に限る。）及び第三項並びに第三十二条の三（この法律による改正に係る部分に限る。）の規定は、適用日の前日までの間は、適用しない。（電子情報処理組織の使用に関する経過措置）

第十条 新法第十九条の十五及び第三十二条の二の規定は、平成二十一年十二月三十一日までの間は、適用しない。（罰則に関する経過措置）

第十二条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為並びに附則第四条、第五条及び第六条第二項の規定により旧法の規定の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。（政令への委任）

（検討）

第十八条 新法の規定については、国会議員関係政治団体に係る収支報告等の特例制度の実施後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、収支報告等の特例制度の対象となる政治団体の範囲の拡大等について検討が加えられ、そ

の結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則

(平成二十六年五月三〇日法律第四)

(施行期日) この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則

(平成二六年六月一三日法律第六)

(施行期日) この法律は、行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)の施行の日から施行する。

(経過措置の原則)
第五条 行政手続の処分その他の行為又は不作為に

係るものについては、この附則に特別の定めがある場合を除き、なお従前の例による。
(訴訟に関する経過措置)

第六条 この法律による改正前の法律の規定により不服申立てに対する行政手続の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ訴え提起できないこととされる事項であつて、当該不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したもの(当該不服申立てが他の不服申立てに対する行政手続の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ提起できないとするべき期間を経過したもの)の訴え提起について(なお従前の例による)。

第七条 第二項の改正規定、第十九条の七及び前項の規定による改正前の法律の規定

第一項の改正規定及び同項に一号を加える改

正規定並びに第十九条の十七の改正規定に限

る。)及び次条の規定(令和七年十月一日

第二条の規定並びに附則第三条第二項及び

第三項並びに第五条第三項から第五項までの規定(令和九年一月一日

第七条の二第一項の改正規定、第十九条の七及び前項の規定による改正前の法律の規定

第一項の改正規定及び同項に一号を加える改

正規定並びに第十九条の十七の改正規定に限

る。)及び次条の規定(令和七年十月一日

第二条の規定並びに附則第三条第二項及び

第三項並びに第五条第三項から第五項までの規定(令和九年一月一日

第七条の二第一項の改正規定、第十九条の七及び前項の規定による改正前の法律の規定

第一項の改正規定及び同項に一号を加える改

正規定並びに第十九条の十七の改正規定に限

る。)及び次条の規定(令和七年十月一日

第二条の規定並びに附則第三条第二項及び

第三項並びに第五条第三項から第五項までの規定(令和九年一月一日

第七条の二第一項の改正規定、第十九条の七及び前項の規定による改正前の法律の規定

第一項の改正規定及び同項に一号を加える改

正規定並びに第十九条の十七の改正規定に限

る。)及び次条の規定(令和七年十月一日

第二条の規定並びに附則第三条第二項及び

第三項並びに第五条第三項からの規定による改正規定(令和九年一月一日)

第七条の二第一項の改正規定、第十九条の七及び前項の規定による改正前の法律の規定

第一項の改正規定及び同項に一号を加える改

正規定並びに第十九条の十七の改正規定に限

る。)及び次条の規定(令和七年十月一日

第二条の規定並びに附則第三条第二項及び

第三項並びに第五条第三項からの規定による改正規定(令和九年一月一日)

附 則 (令和四年六月一七日法律第六八)

号) 抄

(施行期日) この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定(公布の日)

二 第五百九条の規定(公布の日)

三 第五百九条の規定(公布の日)

四 第五百九条の規定(公布の日)

五 第五百九条の規定(公布の日)

六 第五百九条の規定(公布の日)

七 第五百九条の規定(公布の日)

八 第五百九条の規定(公布の日)

九 第五百九条の規定(公布の日)

十 第五百九条の規定(公布の日)

十一 第五百九条の規定(公布の日)

十二 第五百九条の規定(公布の日)

十三 第五百九条の規定(公布の日)

十四 第五百九条の規定(公布の日)

十五 第五百九条の規定(公布の日)

十六 第五百九条の規定(公布の日)

十七 第五百九条の規定(公布の日)

十八 第五百九条の規定(公布の日)

十九 第五百九条の規定(公布の日)

二十 第五百九条の規定(公布の日)

二十一 第五百九条の規定(公布の日)

二十二 第五百九条の規定(公布の日)

二十三 第五百九条の規定(公布の日)

二十四 第五百九条の規定(公布の日)

二十五 第五百九条の規定(公布の日)

二十六 第五百九条の規定(公布の日)

二十七 第五百九条の規定(公布の日)

二十八 第五百九条の規定(公布の日)

二十九 第五百九条の規定(公布の日)

三十 第五百九条の規定(公布の日)

方を含めその具体的な内容について検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

一 外国人、外国法人等がする政治資金バーティーの対価の支払に係る收受の適正化を図るための実効的な規制の在り方については、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

二 個人が政治活動に関する寄附をした場合の寄附金控除の特例及び所得税額の特別控除(次項において「寄附金控除の特例等」という。)の対象の拡大、当該特別控除に係る控除率の引上げその他の個人のする政治活動に関する寄附を促進するための措置の在り方については、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

三 公職の候補者が選挙区の区域(選挙の行われる区域を含む。)を単位として設けられる政党の支部で当該公職の候補者が代表者であるものに対してする政治活動に関する寄附を寄附金控除の特例等の適用の対象としないための措置の在り方については、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

四 政党が当該政党に所属している衆議院議員又は参議院議員に係る公職の候補者に対する支出で金銭によるもの(以下この条及び使用状況の公開に関する制度の具体的な内容)の取扱いについては、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

五 政治活動費の支出で金銭によるもの(以下この条及び使用状況の公開に関する制度の具体的な内容)の取扱いについては、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

六 政治資金規正法第十二条第一項の報告書が第一條改正後政治資金規正法第二十条第一項の規定により公表された日から十年を経過した後に政策活動費の支出に係る金銭に相当する金額を充てて政治活動に関連して支出の状況に係る領収書、明細書等の公開(そのための保存及び提出を含む。)をするものとし、その制度の具体的な内容については、早期に検討が加えられ、結論を得るものとする。

七 政治資金に関する独立性が確保された機関の機関については、政治資金の透明性を確保することの重要性に鑑み、これを設置するものとし、政策活動費の支出に係る政治活動に関連して支出した支出に関する当該機関による監査の在り

方を含めその具体的な内容について検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

八 政治資金に関する独立性が確保された機関の機関については、政治資金の透明性を確保することの重要性に鑑み、これを設置するものとし、政策活動費の支出に係る政治活動に関連して支出した支出に関する当該機関による監査の在り